

地名における表記と読みとのズレ

群馬県立女子大学教授 北川 和秀

一、和名類聚抄において、表記と読みとが合わない上野国地名の例

- 群馬 久留末 邑楽 於波良岐
- 委文 之土利 (那波郡)、伊参 伊佐萬 (吾妻郡)、男信 奈萬之奈 吳桃 奈久留美 (利根郡)
- 桂萱 加以加也 (勢多郡)、祝人 波布利 (新田郡)

(参考)

- ①・上毛野国車評桃井里大贄鮎 (藤原宮木簡) *群馬郡

- ②・上毛野国車評 (藤原宮木簡) *群馬郡

- ③・大荒城評胡麻 (藤原宮木簡) *邑楽郡

- ④・邑楽 (郡カ) (平城宮木簡) *邑楽郡

- ⑤・挂草郷 …… *勢多郡挂草郷

⑥しつ／しづ 【倭文】名 もと「しつ」と清音であったが、「静織里(常陸風土記)」で「静」の字を当てているから、「しづ」の形も古くから存したか。中古以降は「しづ」が普通。日本固有の古い織物の名。模様を織り出しているのが、大陸渡来の文(あや)に対して、「倭文」の文字で表記する。栲(たへ)・麻(あさ)などの織維を用いて乱れ模様を織り出したもの。『常陸風土記』は「静織里」について、「上古之時、綾を織る機、未だ知る人在らず、時に此村初めて織る」と説明している。時に糸を青・赤などに染めることもあった。古代においては上等の布とされ、神祭りの際に幣帛として用いられることもあった。のちには、古風で質素なものと考えられた。「しづのをだまき」は、この布を織るための「をだまき」。「ちはやぶる神の社に照る鏡之都(しつ)に取り添へ乞ひ祈(の)みて」「万葉・四〇一一」……(以下、用例省略)

『角川古語大辞典』

母音連続の回避

- 母音融合…連続した母音が融合して新しい母音になる
 - ai→ë
高市taka-iti→takëti (古事記 100)
長息naga-iki→nagëki (万葉 15-3580)
 - ia→e
咲ありsaki-ari→sakeri (万葉 17-3976)
 - öi→i
大石öfö-isi→öfisi (古事記 13)
- 母音脱落…連続した母音のうち一方が脱落する
 - 前の母音が落ちやすい
 - 狭い母音が落ちやすい
 - 前の母音の方が狭い場合は一般に前の母音が落ちる
国内kuni-uti→kunuti (万葉 5-797)
に在るni-aru→naru (万葉 3-284)
召上mesi-agë→mesagë (万葉 5-882)
 - 前の母音の方が広い場合は後の母音が落ちることもある
*前の母音が落ちた例
荒磯ara-iso→ariso (万葉 17-3959)
河内kafa-uti→kafuti (万葉 17-4003)
我家waga-ife→wagife (古事記 32)
*後の母音が落ちた例
細石sazare-isi→sazaresi (万葉 14-3400)
我家waga-ife→wagafe (万葉 5-837)
 - 同じ母音が連続する場合は一つになる
仮廬kari-ifo→karifo (万葉 20-4348)
長雨naga-amë→nagamë (古今 13-617)

二、国名の二文字化

大宝の頃、国名表記が二文字化された。訓から音へという傾向も見られるが、それは強

いものではない。好字意識もうかがえる。

- ①三字を二字にした例
 - ・近淡海→近江、遠淡海→遠江、上毛野→上野、下毛野→下野、无耶志→武蔵、多遅摩・多遅麻→但馬、波伯吉→伯耆
- ②一字を二字にした例
 - ・倭→大倭、嶋→志麻・志摩、木→紀伊、粟→阿波
- ③訓字を字音仮名にした例
 - ・三野・御野→美濃、科野→信濃、稻羽→因幡

三、郡郷里名の二文字化

- ① 制すらく。畿内と七道との諸国の郡・郷の名は、好き字を着けしむ。
 『続日本紀』和銅六年五月二日条) 713
- ② 凡そ諸国部内の郡里等の名は、並に二字を用ゐ、必ず嘉き名を取れ。
 『延喜式』民部上)
- ③ 其の郷の名の字は、神龜三年(七二六)の民部省の口宣を被りて、改めぬ。
 『出雲国風土記』総記)
- ・美談の郷 本の字は三太三なり。(出雲郡)、三屋の郷 本の字は三刀矢なり。
 - ・飯石の郷 本の字は伊鼻志なり。来嶋の郷 本の字は支自真なり。(以上飯石郡)
 - ・拝志の郷 本の字は林なり。(意宇郡)、多祢の郷 本の字は種なり。(飯石郡)

	一字地名	二字地名	三字以上地名
天武朝木簡	一〇 (九・三%)	八八 (八一・五%)	一〇 (九・三%)
長屋王家木簡	二三 (八・三%)	二三七 (八五・三%)	一八 (六・五%)
二条大路木簡	一七 (三・一%)	五一六 (九五・二%)	九 (一・七%)

- ① 天武朝木簡は、六六〇年代〜六八七年
- ② 長屋王家木簡は、和銅三年(七一〇)〜靈龜三年(七一一)
- ③ 二条大路木簡は、天平六年(七三四)〜一〇年(七三八)の五年間を中心とする期間(和銅五年(七一二)のもの一点、神龜二年(七二四)のもの一点を含むが、天平七・八年(七三五〜七三六)の二年間のものが七一%を占める)

四、地名二文字化の方法の分類

- 《一字↓二字。二音節地名》
- ① 一字の訓字を二字の字音仮名(一字一音)に変更

所在地	一字表記	二字表記
讚岐国	綾郡(藤原宮木簡)	阿夜郡(長屋王木簡) 阿野郡(二条大路木簡)
若狭国遠敷郡	青郷(平城宮木簡・天平二)	安遠里(長屋王木簡)
遠江国磐田郡	大郷(磐田市御殿・二之宮木簡)	飯宝郷(和名抄)
伊豆国	鴨評(石神遺跡・天武十)	賀茂郡(平城宮木簡・天平二)
志摩国	嶋郡(藤原宮木簡)	志摩郡(平城宮木簡)
越前国大野郡	下郷(平城宮木簡)	資母郷(和名抄)
播磨国	高郡(二条大路木簡)	多可郡(二条大路木簡)
武蔵国	仲評(飛鳥京木簡)	那珂郡(和名抄)
常陸国	仲郡(藤原宮木簡)	那賀郡(平城宮木簡)
阿波国	長評(藤原宮木簡)	那賀郡(長屋王家木簡)
阿波国那賀郡	原郷(平城宮木簡)	幡羅郷(二条大路木簡・天平七)
遠江国	渟評(伊場木簡・文武三)	敷智郡(平城宮木簡)
若狭国三方郡	耳五十戸・耳里(藤原宮木簡)	美々里(藤原宮木簡)
隠伎国役道郡	村五十戸(石神遺跡木簡)	弥美郷(平城宮木簡)
近江国	安評(石神遺跡木簡)	武良郷(二条大路木簡)
筑前国	岡郡(大宰府不丁地区木簡)	夜珠郡(国郡未詳計帳・天平五)
		遠賀郡(大宰府不丁地区木簡)

「安遠」「飯宝」「賀茂」「周吉」「多可」「敷智」「弥美」「遠賀」などは好字の組合せと考えられ、これらについては意識的に文字を選定した可能性がある。

② 一字の訓字にもう一字を付加

所在地	一字表記	二字表記
筑前国志摩郡	韓(郷)(元岡遺跡群木簡)	韓良郷(和名抄)
筑前国	岡郡(大宰府不丁地区木簡)	岡賀郡(大宰府不丁地区木簡)
尾張国	海評(飛鳥京木簡・天武七)	海部郡(藤原京木簡・長屋王木簡)
安房国安房郡	松里(藤原宮木簡・文武三)	松樹郷(二条大路木簡・天平七)
近江国蒲生郡	西里(長屋王木簡)	西生郷(和名抄)

武蔵国には橘樹郡がある。和名抄ではこの郡名には「太知波奈」の訓を付す。「西里」は近江国蒲生郡に所在する。「西生」の「生」は「蒲生」の「生」であろう。当初は「西生」と書いて「にし」と訓ませた可能性はあるが、この表記で「にし」とはとても訓めつず、時代が降れば文字に引かれて「にしなり」などと訓まれる可能性は多

分にある。好字二字の条件を満たすためならば、字音仮名を用いた「仁志」などという表記もあり得たであろうが、それは採らなかつた。その理由としては、「西」という意味を表記に残したいという意識が強かつたのではないかと推測される。

《一字↓二字。三音節地名》

③ 一字の訓字を二字の字音仮名（うち一字は二音節）に変更

所在地	一字表記	二字表記
伊勢国安濃郡 播磨国 近江国犬上郡 上野国 山背国紀伊郡 越前国坂井郡 美濃国賀茂郡	県里（平城宮木簡） 粒評（飛鳥池木簡） 瓦里（長屋王木簡） 車評（藤原宮木簡） 林郷（阿刀老女等啓・天平宝字二） 袋郷（長岡京木簡・延暦八） 度里（飛鳥京木簡・持統二）	英太郷（和名抄） 揖保郡（平城宮木簡） 甲良里（長屋王木簡） 群馬郡（和名抄） 拝志郷（和名抄） 福留郷（和名抄） 日理郷（和名抄）

「福留郷」の「留」は通常は「る」の仮名であるが、和名抄には、この郷に「布久呂」の訓を付しており、「留」を「ろ」と訓ませたことがわかる。「ふくる」と誤読されることも厭わず、「福が留まる」という好字を選んだのであろう。

④ 一字の訓字を二字の訓字（二音節十一音節、または一音節十二音節に分節）に変更

所在地	一字表記	二字表記
播磨国 近江国犬上郡	粒評（飛鳥池木簡） 瓦里（長屋王家木簡）	飯口（穂カ）評（藤原宮木簡） 川原郷（平城宮木簡）

⑤ 一字の訓字にもう一字（送り仮名的なものや、意味の変わらないもの）を付加

所在地	一字表記	二字表記
播磨国 近江国犬上郡 丹後国熊野郡	明（評）（飛鳥京木簡） 瓦里（長屋家木簡） 私里（藤原宮木簡）	明石郡（平城宮木簡・天平十九） 瓦原郷（長屋王木簡） 私部郷（平城宮木簡）

《一字↓二字。一音節地名》

⑥ 一字の訓字を二字の訓字に変更（翻訳）

所在地	一字表記	二字表記
伊与国	湯評（飛鳥池木簡）・湯郡（長屋王木簡）	温泉郡（長岡京木簡）

⑦ 一字の訓字を二字の字音仮名（一字目の母音を二日目として添え、不読）に変更

所在地	一字表記	二字表記
参河国	穂評（石神遺跡）・穂郡（平城宮木簡）	宝飫郡（二条大路木簡）

地名「ほ」を字音仮名に改め、それに続けて「ほ（Fo）」という音節の母音oを字音仮名で付加。訓みは「ほお」ではなく「ほ」のまま変わらなかつたであろう。

国名「紀伊」も同様であり、和名抄に見える郡郷名の中にも、「紀伊郡」（山城国）、「基肄郡」（肥前国）、「嚙吹郡」（大隅国）、「都宇郡」（備中国）、「都宇郷」（安藝国沼田郡）、「肥伊郷」（肥後国八代郡）、「由宇郷」（周防国玖珂郡）など同類と思われる例を見出すことができ、それらの地域は中部地方以西である。

「飫」には「飽きる」「満足する」という意味があるので、「宝飫」という文字の選択には好字意識が伺われる。しかし、後世、「飫」の字は形の似た「飯」の字に誤られ、訓みも「ほい」と変わるに至つた。

《三字以上↓二字》

⑧ 三字の字音仮名を二字の訓字に変更

所在地	三字表記	二字表記
近江国 越前国足羽郡 伊勢国奄芸郡 伊賀国 丹波国	阿佐為評（藤原宮木簡） 阿須波里（平城京木簡） 久菩多里（平城宮木簡） 奈波利評（石神遺跡木簡） 伊看我評（藤原宮木簡）	浅井評（藤原宮木簡） 足羽郷（和名抄） 窪田郷（和名抄） 名張郡（平城宮木簡） 何鹿郡（平城宮木簡）

⑨ 三字の訓字または音訓交用を二字の訓字に変更

所在地	三字表記	二字表記
参河国宝飫郡 伊予国伊予郡	赤日子里（藤原宮木簡） 伊皮田（里）（飛鳥池木簡）	赤孫郷（和名抄） 石田郷（二条大路木簡）

讃岐国阿野郡	宇治部里 (平城宮木簡)	氏部里 (長屋王木簡)
参河国渥美郡	大鹿部里 (平城宮木簡)	大壁郷 (二条大路木簡・天平八)
駿河国	五百原郡 (二条大路木簡・天平七)	廬原郡 (二条大路木簡・天平七)
備中国小田郡	日下部里 (藤原宮木簡)	草壁郷 (和名抄)
参河国幡豆郡	之者津五十戸 (石神遺跡)	磯泊郷 (和名抄)
大倭国	曾布上郡 (藤原宮木簡)	添上郡 (大倭国正税帳・天平二)
参河国碧海郡	委之取五十戸 (石神遺跡木簡)	鷺取郷 (二条大路木簡)

⑩ 三字の字音仮名または音訓交用を二字の字音仮名 (うち一字は二音節) に変更

所在地	三字表記	二字表記
尾張国知多郡	阿具比里 (藤原宮木簡・持統八)	英比郷 (平城宮木簡)
尾張国	阿□ (由カ) 市郡 (二条大路木簡)	愛知郡 (長屋王木簡)
伊豆国田方郡	久自牟郷 (藤原宮木簡)	久寝郷 (二条大路木簡・天平七)
播磨国	□ (志カ) 加麻評 (藤原宮木簡)	飾磨郡 (二条大路木簡)
尾張国山田郡	之太々里 (藤原宮木簡)	志談郷 (和名抄)
伊与国濃満郡	多具万五十戸 (飛鳥京木簡)	宅万郷 (和名抄)
参河国碧海郡	知利布五十戸 (石神遺跡・天武四)	智立郷 (和名抄)

⑪ 三字の訓字を二字の字音仮名 (うち少なくとも一字は二音節) に変更

所在地	三字表記	二字表記
上総国	馬來田評 (藤原京木簡)	□□ (望陀カ) (平城宮木簡)
若狭国	小丹生評 (藤原宮木簡・文武元)	遠敷郡 (平城宮木簡・和銅四)
伊勢国	猪名部評 (飛鳥京木簡)	員弁郡 (和名抄)
上野国	大荒城評 (藤原宮木簡)	邑楽郡 (和名抄)

⑫ 地名を構成する一部の要素の表記を削除

所在地	三字表記・四字表記	二字表記
若狭国遠敷郡	木津部五十戸 (飛鳥池木簡)	木ツ里 (藤原宮木簡・文武四)
備中国下道郡	二万部里 (藤原宮木簡)	迹磨郷 (和名抄)
備中国下道郡	矢田部里 (藤原宮木簡)	八田郷 (和名抄)
美濃国方県郡	鶉甘部郡 (平城宮木簡)	鶉養郷 (和名抄)

参河国碧海郡	大市部五十戸 (石神遺跡木簡)	大市郷 (和名抄)
若狭国三方郡	竹田部里 (藤原宮木簡)	竹田里 (平城宮木簡)
上総国周淮郡	額田部郷 (正倉院丹裏文書)	額田郷 (和名抄)
大倭国	葛木下郡 (藤原宮木簡)	葛下郡 (大倭国正税帳・天平二)
大倭国	志貴上郡 (平城宮木簡・和銅六)	城上郡 (大倭国正税帳・天平二)
遠江国	長田上郡 (平城宮木簡)	長上郡 (平城京木簡・天平二〇)
撰津国	三嶋上郡 (平城宮木簡)	嶋上郡 (二条大路木簡)
近江国坂田郡	上坂田郷 (二条大路木簡)	上坂郷 (二条大路木簡)
備後国三次郡	下三次里 (平城宮木簡)	下次郷 (和名抄)
美濃国方県郡	志淡思郷 (写書所解・天平二〇)	思淡郷 (和名抄)
隠岐国	知夫利評 (石神遺跡木簡)	智夫郡 (隠岐国正税帳・天平五)
下野国足利郡	波自可里 (藤原宮木簡・大宝三)	土師郷 (和名抄)
美濃国山県郡	三井田里 (御野国戸籍・大宝二)	三田郷 (和名抄)
備中国賀夜郡	矢田部里 (飛鳥池木簡)	八部郷 (和名抄)
美濃国	安八麻評 (飛鳥京木簡)	安八郡 (平城京木簡)
土左国長岡郡	大曾祢里 (藤原宮木簡)	大曾郷 (和名抄)
美作国	勝間田郡 (藤原宮木簡)	勝田郡 (平城宮木簡)
美濃国大野郡	栗須太里 (石神遺跡木簡)	栗田郷 (平城宮木簡)
越前国丹生郡	中津山里 (長屋王木簡)	中山里 (長屋王木簡)
伊勢国河曲郡	安麻手里 (長屋王木簡)	海部郷 (和名抄)

最初のブロックの七つの地名は、旧表記の「部」字を削除したもの

二番目のブロックは、元の郡郷里を上・下に分割したことで生じた三字の地名を二字化した例。「上」「下」の文字は残し、それ以外の部分から一字を削るか、あるいは別の文字に置き換えるかして二字化を実現。三字の地名を二字化するにあたって、「上」「下」の文字は残さざるを得ず、残る要素を一字で表記しなければならぬとなれば、それは最早不可能ということで、万策尽きた結果がこれらの表記なのである。二字化された地名の訓みは元のままであるが、いずれも字に即してそのように訓むことは無理であり、表記は訓みを反映していない。約束事に支えられて表記が成立している。三番目のブロックはその他ということになるが、この中には、和名抄を見ると、「大曾」に「於保曾祢」、「勝田」に「加豆万多」、「中山」に「奈加豆也末」(高山寺本)など、二字化される前の表記と合致する訓の付いているものがある。第三ブロックの地名も、多くは二字表記化されても訓みは旧表記のままなのである。